

京都市訓令甲第26号

区役所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

第1条及び第2条第2項中「、次長」を削る。

別表区長の項第6号を削り、同項第7号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

別表担当区長の項第6号を削り、同項第7号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 固定資産評価補助員の命免に関すること。

別表担当区長の項中第34号を第35号とし、第19号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 市税に係る過料の決定及び徴収に関すること。

別表税務長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

別表次長の項を削る。

別表まちづくり推進課長の項第2号を削る。

別表福祉介護課長の項第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係るものに限る。）及び移動支援事業（本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものに限る。）の実施に関すること。

別表福祉介護課長の項第2号中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

別表出張所長（京北出張所長を除く。）の項第7号を削る。

別表京北出張所長の項第24号を削り、同項第25号中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第26号を第25号とし、第27号から第41号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）